埼玉県健康経営認定制度実施要綱

(趣旨)

- 第1条 県民が健康で生き生きと暮らすことができる健康長寿社会を実現するため、健康 宣言を行い、健康経営®に取り組む事業所等を「健康経営実践事業所」として認定する埼 玉県健康経営認定制度(以下「本制度」という。)について、必要な事項を定めるものと する。
- 2 本制度は、県が主体となり、公的医療保険者等の協力を得て実施する。
- (※「健康経営®」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標。)

(対象)

- 第2条 本制度の対象は、次のとおりとする。
 - (1) 法人、個人事業者が県内に設置した事業所
 - (2) 自治体
- 2 本制度の申請は、前条に定める事業所及び自治体(以下、「事業所等」という。)の本 社等が一括して行うものとする。
- 3 本制度の申請は、前項のほか支店等の事業所単位で行うことができる。ただし、自治 体をのぞく

(用語の定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定める ところによる。
 - (1)健康経営 従業員等の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することをいう。
 - (2)健康宣言 事業所等の代表者が健康経営に取り組む旨を文書等に明文化し、社内外 に発信することをいう。
 - (3)健康宣言事業所 健康宣言を実施し、本制度の登録を受けた事業所等をいう。
 - (4) 健康経営実践事業所 第6条に定める認定を受けた事業所等をいう。
 - (5)協力保険者 本制度を県と協力して実施することに合意した公的医療保険者等をいう。

(事業所等の取組)

- 第4条 健康経営実践事業所の認定(以下、「認定」という。)を受けようとする事業所等は、従業員等への健康づくりに関して、以下の取組を行うものとする。
 - (1)健康宣言の実施と法令順守
 - (2)従業員等の健康課題の把握と必要な対策の検討
 - (3)健康経営の実践に向けた環境整備
 - (4)従業員等の心と体の健康づくり

(健康宣言の実施)

- 第5条 認定を受けようとする事業所等は、健康宣言申請書(様式1-1、1-2)を知事に提出することにより、健康宣言を実施するものとする。
- 2 国及び協力保険者が実施する健康経営に関する制度において、既に本制度の健康宣言と同様の取組を実施している事業所等は、当該取組を証明する資料を提出することによ

- り、様式1-2の提出を省略することができる。
- 3 知事は、健康宣言申請書の内容が適正と認められる場合は、健康宣言事業所として登録(以下「登録」という。)し、健康経営認定制度登録等通知書(様式7)によりその旨を通知するとともに、健康宣言実践証(様式1-3)を交付する。
- 4 登録内容は、事業所等から第10条に定める変更届及び第11条に定める取下げ届の 提出があった場合若しくは第12条の定めに基づき知事が登録を取り消した場合を除き、 毎年度自動的に継続するものとする。

(健康経営実践事業所の認定)

- 第6条 認定を受けようとする健康宣言事業所は、別表に定める認定基準を満たす取組を 継続して1年間実施した場合は、認定申請書(様式2)及び実践概要報告書(様式3) (以下認定申請書等という。)を知事に提出するものとする。
- 2 国及び協力保険者が実施する健康経営に関する制度において、既に本制度の認定基準 を満たす取組を継続して1年間実施している健康宣言事業所は、前項の規定によらず、 認定申請書等を提出することができる。
- 3 知事は、別表に定める認定基準に基づき認定申請書等を確認し、適正と認められる場合は認定を行い、健康経営認定制度登録等通知書(様式7)によりその旨を通知するとともに、認定証(様式4)及び認定ロゴマーク(別記)を交付する。
- 4 認定の有効期限は、認定日から起算して3年経過した日の属する月の末日までとする。

(現地確認等)

- 第7条 知事は、本制度の運用にあたり、必要に応じて健康経営実践事業所及び健康宣言 事業所(以下「健康経営実践事業所等」という。)に対し、現地確認等を行うことができ る。
- 2 健康経営実践事業所等は前項に定める現地確認等に協力するものとする。

(健康経営実践事業所等への支援)

- 第8条 知事は、健康経営実践事業所等が行う従業員等への健康づくりに関する取組に対し、次に掲げる支援に努めることとする。
 - (1)健康経営実践事業所等が行う健康経営に関する取組を広報すること。
 - (2)その他、健康経営の推進のための支援をすること。

(認定の更新)

- 第9条 認定の更新(以下「更新」という。)を受けようとする健康経営実践事業所は、有効期限の1か月前までに、認定申請書等を知事に提出する。
- 2 更新の手続及び更新の有効期限は第6条の規定に準ずるものとする。ただし、認定ロゴマークの交付は実施しない。

(認定又は登録の内容の変更)

- 第 10 条 健康経営実践事業所等は、その認定又は登録(以下「認定等」という。)の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届(様式5)を知事に提出する。
- 2 知事は、変更届の内容が適正と認められる場合には、認定等の内容変更を行い、健康 経営認定制度認定等内容変更通知書(様式8)によりその旨を通知するとともに、必要 に応じて、認定証等の再交付を行う。

(認定等の取下げ)

- 第 11 条 健康経営実践事業所等は、健康経営に関する取組を継続できなくなった場合など、 認定等の取下げをしたい場合には、取下げ届(様式6)を知事に提出する。
- 2 知事は、取下げ届の内容が適正と認められる場合には、認定等の取消しを行い、健康 経営認定制度認定等取消通知書(様式9)によりその旨を通知する。
- 3 認定等の取下げを申し出た健康経営実践事業所等は、認定証及び健康宣言実践証を返納するとともに、認定ロゴマークの使用を中止する。
- 4 認定等を取り下げた事業所等が改めて認定を受けようとする場合には、第5条に定め る健康宣言の実施から行う。

(認定等の取消し)

- 第 12 条 知事は、健康経営実践事業所等に次に定めるいずれかの行為があった場合には、 その認定等を取り消す。
 - (1) 従業員の健康を害するおそれのある行為
 - (2) 法令違反等、県民の信頼を損なう行為
 - (3) その他、健康宣言実践事業所等としてふさわしくない行為
- 2 認定等を取り消された事業所等にかかる手続は、前条の規定に準ずる。

(協力保険者との連携)

- 第 13 条 第 5 条、第 6 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条に定める手続は、協力保険者を経由して行うことができる。
- 2 県と協力保険者は、前項に定める手続について協議し、必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年7月11日から施行する。

附目

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。